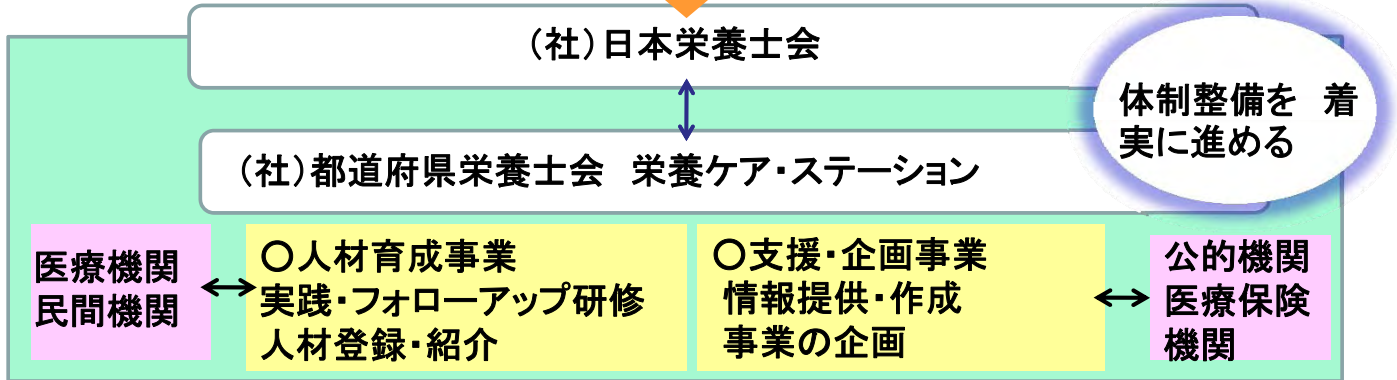


地域における栄養・食事支援の活動拠点
「栄養ケア・ステーション」の整備の推進について

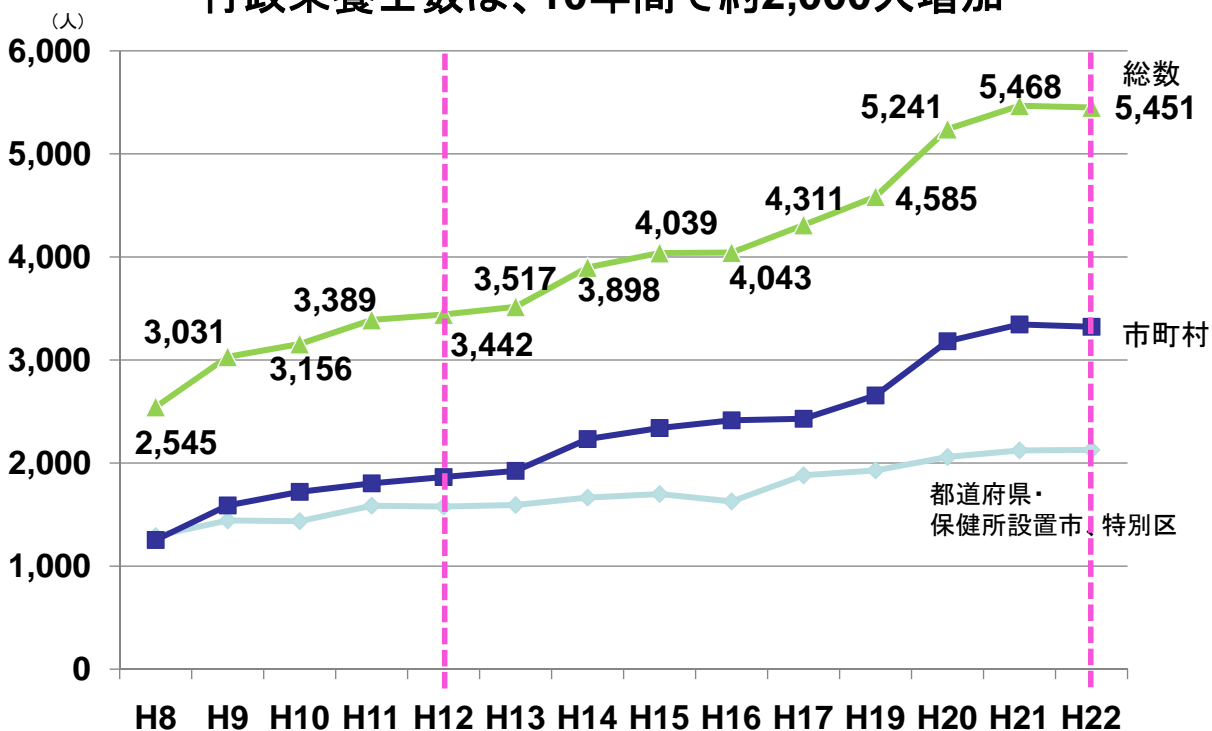
- 国 ◆整備の推進状況
 平成20～22年度 保健指導・食育活動拠点整備事業
 平成23年度～ 疾病の重症化予防のための食事指導拠点整備事業



【平成23年度事業内容(予定)】疾病の重症化予防を目的とした食事指導の拠点となる栄養ケア・ステーション(全都道府県に設置済)の機能強化を図り、地域特性や個々の患者の状態に応じた食事指導を行う在宅管理栄養士の活用促進のためのスキルアップ研修を行う

行政栄養士数の推移

—行政栄養士数は、10年間で約2,000人増加—

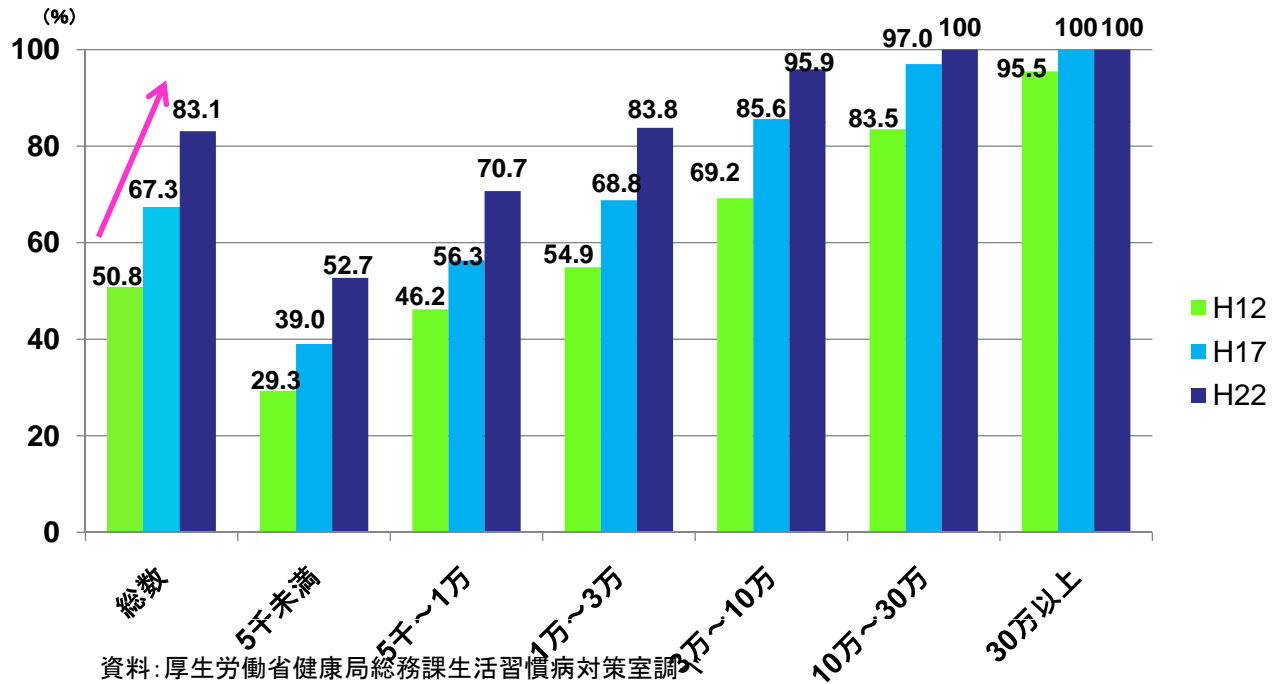


資料：厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室調べ

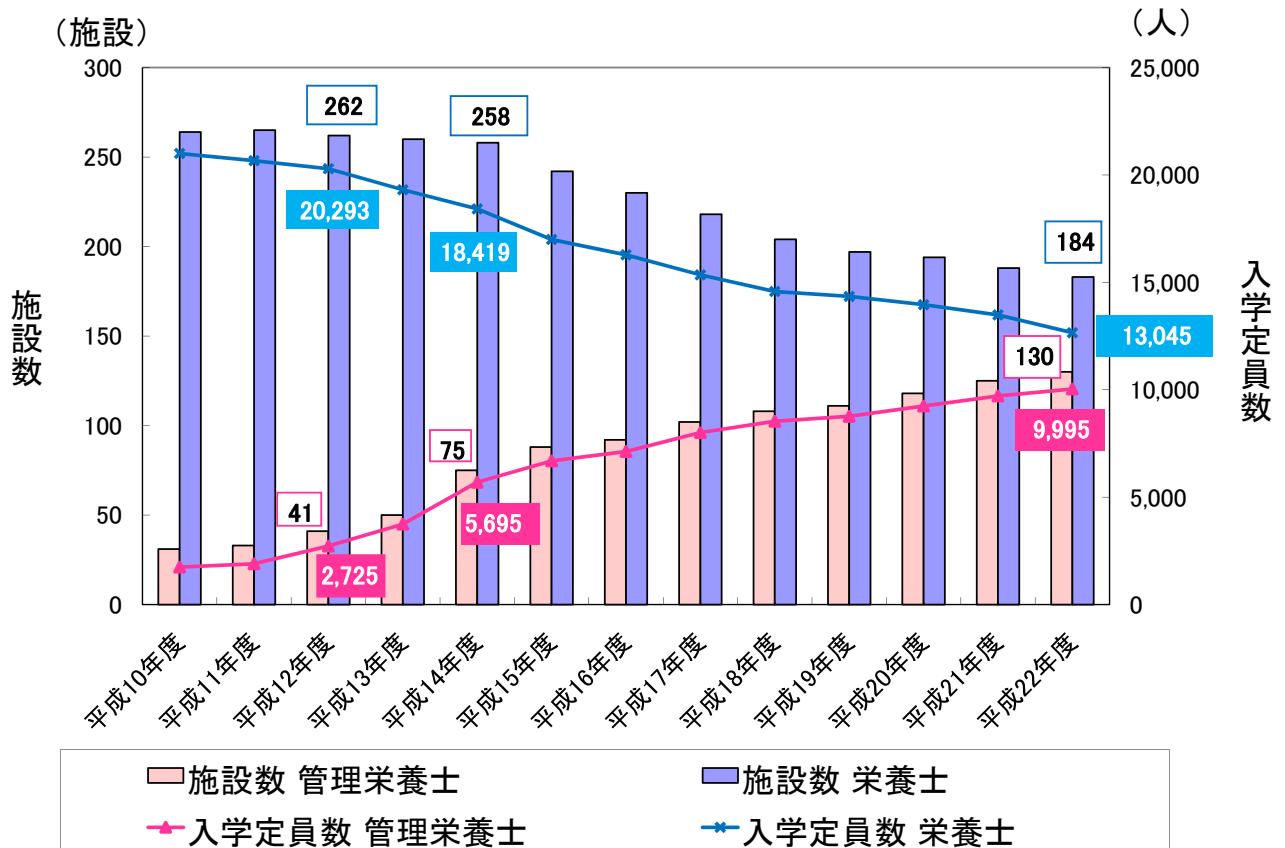
※H18は調査実施なし

市町村行政栄養士の人口規模別 配置割合の変化

—配置割合は10年間で50.8%から83.1%に増加—



管理栄養士・栄養士養成施設数の推移



管理栄養士国家試験出題基準(ガイドライン)改定検討会(概要)

ガイドライン改定に当たっての基本的な考え方

- 現行出題基準が公表された平成14年8月以降の学術の進歩や改正・公表された法・制度などの変化に対応できる内容とした。
- 出題のねらいについては、管理栄養士としての第一歩を踏み出す際の基本的知識や技能についての確に評価するため、国家試験で問うべき主要なものとし、そのねらいに沿って内容を精査し、見直した。

改定検討会報告書のポイント

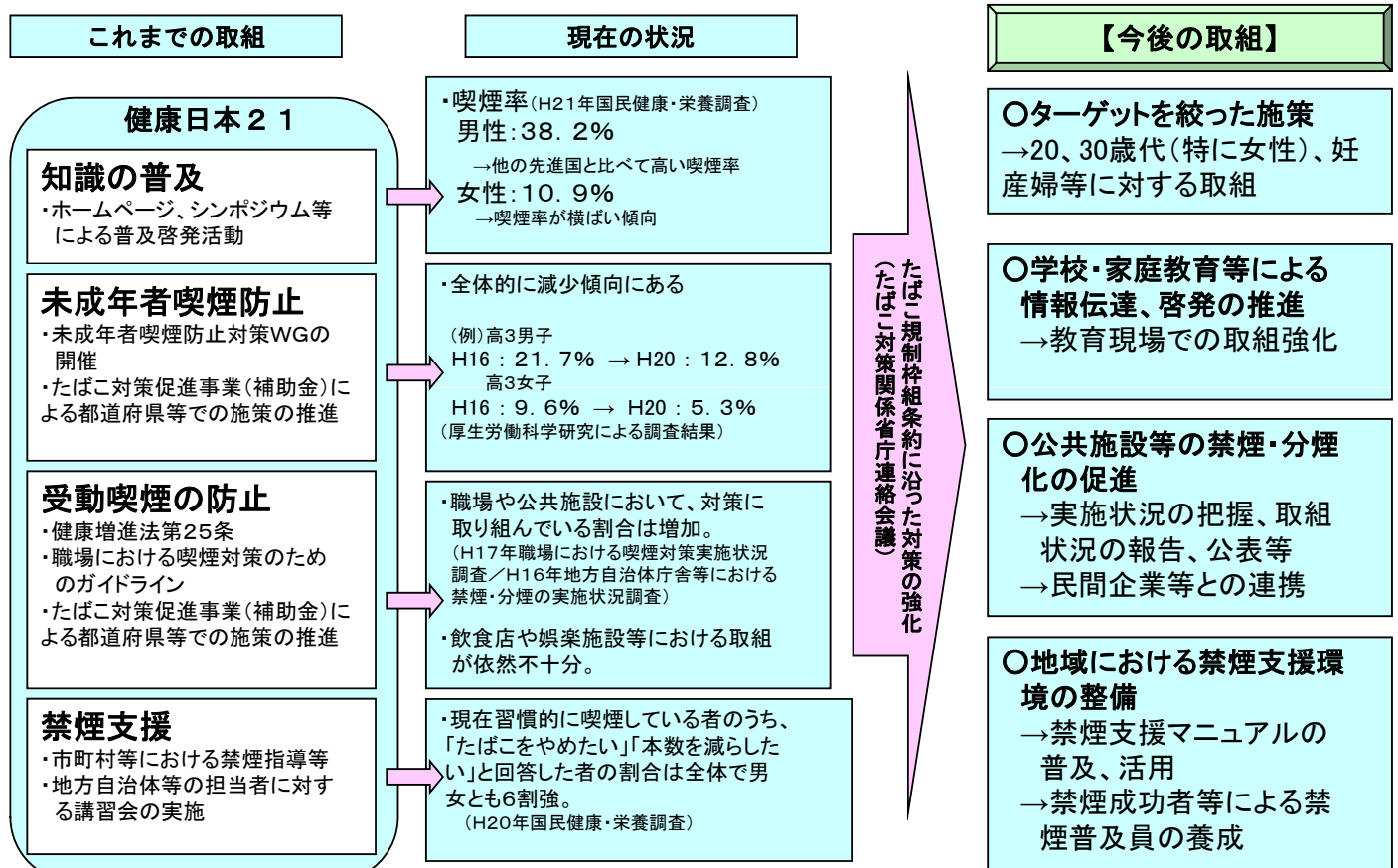
- 出題数、出題数の配分、出題形式、合格基準については現行通りとする。

表 管理栄養士国家試験出題数の配分

社会・環境と健康	20問
人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	30問
食べ物と健康	25問
基礎栄養学	14問
応用栄養学	16問
栄養教育論	15問
臨床栄養学	30問
公衆栄養学	20問
給食経営管理論	20問
応用力試験	10問
計	200問

- 今後の出題基準の見直しについては、概ね4年に一度改定を行う。
- 今回改定した管理栄養士国家試験出題基準の適用については、平成23年度国家試験(平成24年3月実施予定)からの適用。

「健康日本21」におけるたばこ対策の取組について



たばこ対策を取り巻く環境

平成12年3月 健康日本21策定

知識の普及、未成年者喫煙防止、受動喫煙の防止、禁煙支援

平成15年5月 健康増進法施行

第25条 受動喫煙を防止するための措置を講ずるように努めなければならない。

平成17年2月 たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約発効

(目的) たばこの消費及び受動喫煙が健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護する。

平成22年12月 税制改正大綱

たばこ税について、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げて行く必要があります。この方針にそって、平成22年度税制改正では、1本あたり3.5円の税率の引き上げを実施しました。

平成24年度税制改正以降の税率引き上げにあたっては、たばこの消費や税收、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を十分に見極めた上で判断していきます。

受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会 報告書(平成21年3月)(概要)

- 基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべき。
- 社会情勢の変化に応じて暫定的に喫煙可能区域を確保することもとり得る方策の一つ。

「受動喫煙防止対策について」健康局長通知(平成22年2月25日 健発0225第2号)概要

- ① 受動喫煙による健康への悪影響は明確であることから、公共の場においては原則として全面禁煙を目指す。
- ② 飲食店などでは、全面禁煙の実施が、営業に甚大な影響を及ぼす恐れがあることにも考慮し、やむをえない場合には分煙での対応を認める。
- ③ たばこの健康への悪影響や国民にとって有用な情報など、最新の情報を収集・発信する。
- ④ 職場における受動喫煙防止対策と連動して対策を進める。

※ 平成15年の健康局長通知では、施設内を全面禁煙とする方法と分煙する方法があるとされており、「全面禁煙を目指す」までは踏み込んでいなかった。

たばこ規制枠組条約について

経緯

平成16年6月 日本が正式に条約批准
 平成17年2月 条約発効
 ※ 2010年11月現在172カ国が批准

条約のポイント

- 公衆衛生分野で初の国際条約
- たばこの消費及び受動喫煙が健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とする。

条約の概要

<全体事項>

- 条約の実施について、定期的な報告を締約国会議に提出する。
- たばこの規制のための仕組み又は中央連絡先を確立又は強化する。

<個別事項>

- たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置(第6条)
- たばこの煙にさらされることからの保護(第8条)
- たばこ製品の含有物に関する規制(第9条)
- たばこ製品の包装及びラベル(第11条)
- 教育、情報の伝達、訓練及び啓発(第12条)
- たばこの広告、販売促進及び後援(第13条)
- 未成年者への及び未成年者による販売(第16条)

国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ

(たばこ税・たばこ地方税)

内容

国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するため、将来に向かって税率を引き上げていく。なお、平成24年度以降の税率引上げにあたっては、たばこの消費や税収に及ぼす影響等を十分に見極めた上で判断することとされた。

喫煙の健康への悪影響は明らかであるが、いまだ日本の喫煙率は高い。

- 男性喫煙者の肺がんによる死亡率は、男性非喫煙者に比べて約4.5倍高い
- 慢性閉塞性肺疾患(COPD)のほとんどの要因が喫煙となっている(80%~90%)
- 40歳時点のたばこを吸っている男性の平均余命は、たばこを吸わない男性より、3.5年短い

主要国の喫煙率

国名		日本	ドイツ	フランス	イギリス	オーストラリア
喫煙率	男性	38.2%	34.8%	33.3%	22.0%	16.6%
	女性	10.9%	27.3%	26.5%	20.0%	15.2%

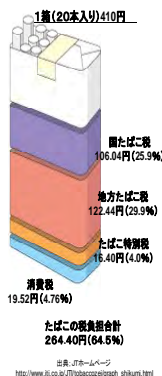
出典：たばこアトラス第3版(2009)
 日本は平成21年国民健康・栄養調査

■ たばこ規制枠組条約(FCTC)第6条において、たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置を実施することが求められている

(参考) 主要国のたばこ価格(円) ※1ドル=80円で換算

国名	日本	ドイツ	フランス	イギリス	オーストラリア
価格	410	510	581	858	625

出典：たばこアトラス第3版(2009)



たばこの課税政策を行う背景

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」

○ 締約国は、価格及び課税に関する措置がたばこの消費を減少させるための効果的及び重要な手段と認識し、課税政策を実施すること。(第6条) 日本：平成16年6月批准、平成17年2月発効。

(締約国数：172カ国(平成22年11月現在))

健康日本21(運動期間：2000~2012)

○ 健康増進法第7条に基づく、目標期間、目標数値を有する具体的な計画。○ 健康日本21では、健康寿命の延伸等を実現するため、国民が一体となった健康づくり運動を推進し、社会全体の健康づくりに関する意識に向上及び取組を促す。

【たばこ対策】未成年者の喫煙をなくす、受動喫煙の防止等の他に「喫煙をやめたい人がやめる」という目標項目を設定した。

がん対策基本計画

○ 平成18年に成立したがん対策基本法に基づき、平成19年度に策定。【たばこ対策】健康影響に関する知識の普及、未成年者の喫煙率を0%にするなど、がん予防のための重要な柱の1つとして取り組んでいる。